

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市宇宙劇場の利用制限等
根拠条例・規則名		さいたま市宇宙劇場条例
条 項		第 8 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館 ( 電話 : 048-881-1515 )
処 分 基 準	基 準 ( 未設定の場合はその理由 )	<p>利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。</p> <p>( 1 ) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>( 2 ) 利用許可の条件又は職員の指示に違反したとき。</p> <p>( 3 ) 管理上特に必要と認められるとき。</p> <p>( 4 ) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定      平成   年   月   日最終改正
備 考		